

令和3年度版

P T Aのしおり



調布市立神代中学校 P T A

〒182-0016 調布市佐須町5-26-1
調布市立神代中学校内

042-482-0171
042-482-0174 (11組)

調布市立神代中学校PTA会則

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は調布市立神代中学校PTAという。
- 第 2 条 本会の事務所は調布市立神代中学校内におく。

第 2 章 目的および活動

- 第 3 条 本会は父母と教師とが協力して相互の向上を図ることにより、家庭と学校と社会とにおける子どもの幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。
1. よい父母、よい教師となるための学習活動を行い、家庭教育、学校教育に役立てるように努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって子どもの健全育成に努める。
 3. 地域社会における教育環境の整備、浄化に努める。
 4. 公教育費を充実することに努める。
 5. 会員相互の親睦と教養の向上を図る。
 6. 会員の福利厚生に関する活動を行う。

第 3 章 活動方針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 3. 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推せんしない。
 4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 本会は次の会員で組織する。
1. 神代中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
 2. 神代中学校の校長および教職員。
 3. 会費の納入をもって入会とみなし、また、退会しない限り会員とする。
- 第 7 条 本会の会員は会費月額 150 円を納めるものとする。ただし特別の事情があるときは、会費を減免することができる。
- 第 8 条 本会は市PTA連合会、東京都PTA協議会、全国PTA協議会に加入することができる。

第 5 章 経 理

- 第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支払われる。
- 第 10 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 11 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

- 第 13 条 本会に下の役員をおく。
会長 1 名、校長、副会長 3 名（1 名は学校代表）、書記 3 名（1 名は学校代表）、会計 3 名（1 名は学校代表）
会長が必要と認めた場合のみ、役員の人数を変更することができる。
- 第 14 条 役員は役員選出委員会の定める選出規定により選出する。
- 第 15 条 役員任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 16 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには会長の職務を代行する。
- 第 18 条 会計は次の職務を行う。
1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
 2. 定期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 3. 本会の財産を管理する。
 4. 予算の立案について協力する。
- 第 19 条 書記は次の職務を行う。
1. 総会、諸委員会の議事ならびに本会の重要事項を記録する。
 2. 記録、通信、その他の書類を作成し、保管する。
 3. 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

第 7 章 会計監査委員

- 第 20 条 本会の経理を監査するため、3 名（1 名は学校代表）の監査委員をおく。
- 第 21 条 会計監査委員は役員選出委員会の定める選出規定により選出する。
- 第 22 条 会計監査委員は原則として第 13 条の役員および委員を兼務しない。
- 第 23 条 1. 会計監査委員は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
2. 本会の収支決算を確認し、その結果を総会に報告する。
- 第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 8 章 総 会

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第 26 条 1. 総会は定期総会および臨時総会とする。

2. 定期総会は原則として毎年 4 月に開催し、臨時総会は全体委員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、会長が招集する。

3. 総会の成立は構成会員の 2 分の 1 以上の参加を必要とするが、委任状は参加として扱うものとする。

4. 議事は出席者の過半数で決める。

第 9 章 全体委員会

第 27 条 1. 全体委員会は役員（会長、副会長、書記、会計）、会計監査委員、校長、学級委員、専門委員をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

2. 全体委員会は必要に応じ会長の招集により開催し、本会の活動内容について協議する。また総会に提出する議案を審議し、決定する。

3. 全体委員会の議事は出席者の過半数で決める。

第 10 章 常任委員会

第 28 条 1. 常任委員会は役員、専門委員会正副委員長 2 名、学年正副委員長 2 名、校長をもって構成する。

2. 常任委員会は会長が招集し全体委員会から委嘱された事項、ならびに緊急な事務を処理しまた総会に提出する議案の調整をする。

3. 次年度予算を立案し、全体委員会に提出する。

第 11 章 専門委員会

第 29 条 1. 次の専門委員会をおく。

ア. 広報委員会 イ. 文化研修委員会 ウ. 校外生活委員会 エ. 役員選出委員会

2. 広報委員会、文化研修委員会、校外生活委員会は学級からそれぞれ 2 名選ばれた委員と専門委員会担当教師で構成し、第 1 回定例会において正副委員長を選ぶ。

役員選出委員会は第 2 学年の各学級からそれぞれ 1 名選ばれた委員と本部役員 2 名（うち 1 名は学校代表）で構成し、第 1 回定例会において正副委員長を選ぶ。

3. 専門委員会は次に掲げる年間計画を立案し、総会にはかってこれを執行する。

ア. 広報活動 イ. 文化研修活動 ウ. 校外生活活動 エ. 役員選出活動

第 12 章 学級、学年委員会

- 第 30 条
1. 学級、学年委員会の委員は各学級から 2 名選ばれる。
 2. 学級委員は必要に応じ学級委員会、学級集会を開く。
 3. 学級委員会は学級委員および学年委員会担当教師とをもって構成し、第 1 回全体委員会において、互選により学年正副委員長を選ぶ。
 4. 学級、学年委員会は学級、学年に関する事柄を審議し、活動する。

第 13 章 個人情報

- 第 31 条
1. 神代中学校 PTA は、個人情報保護に関する法令等を守るとともに、この会において取得・保持する個人情報については、PTA 会則及び細則に記載された目的と活動の為に使用する。
 2. この会において取得・保持する個人情報はこの会で適切に管理し、卒業また転出時に破棄する。
 3. この会が取得・保持する個人情報について本人から利用停止・追加・削除要請があった時は、速やかに対応する。
 4. この会は、取得した個人情報を提供する場合には、必ず本人の同意を得ることとする。

第 14 章 細 則

- 第 31 条
1. 本会の運営について必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、全体委員会の議決を経て決めることができる。
 2. 全体委員会は細則を制定または改廃する場合は、その結果を時期の総会に報告しなければならない。

第 15 章 会則の変更

- 第 32 条 本会則の変更は、総会の議決を経て行うものとする。ただし、改正案は少なくとも総会の 1 週間前までに全会員に知らせておかななければならない。

第 16 章 附 則

第 33 条 本会則は昭和 44 年 4 月より実施する。

47 年 4 月より
53 年 4 月より
55 年 4 月より
57 年 4 月より
61 年 4 月より
63 年 4 月より
平成 7 年 4 月より
17 年 4 月より
20 年 4 月より
23 年 4 月より
24 年 4 月より
31 年 4 月より

P T A 慶 弔 規 定

(1) 生徒対象

* 死 亡 一〇、〇〇〇円

* 病気、負傷等で一ヶ月以上欠席の時

見舞として 三、〇〇〇円

(2) 会員対象

* 死 亡 五、〇〇〇円

* 結婚、出産祝（教職員、主事の場合のみ）

三、〇〇〇円

* 転、退職餞別（教職員、主事の場合のみ）

三、〇〇〇円

(付) この規定外で、特に必要と認められる事態
が生じた場合は、役員会の審議決定によって
執行する。

* 部活動 関東大会、全国大会出場祝金

登録人数十人未満 宿泊なし 五、〇〇〇円

宿泊あり 一〇、〇〇〇円

登録人数十人以上 宿泊なし 一〇、〇〇〇円

宿泊あり 二〇、〇〇〇円

P T A サークル活動に関する規約

P T A 会員は会則第 2 章の P T A 活動の目的、および第 3 章の活動方針に基づき、自主的にサークル活動を行うことができる。

サークル活動実施にあたっては、以下の項目を遵守する。

1. サークルの新設について

- (1) 新たにサークルの設置を希望する会員は、10 名以上の活動を希望する賛同者を会員より募り、顧問教師を決め、サークル設置願いを会長に提出しなければならない。
- (2) 設置願いは次の様式とする。

年 月 日	
神代中学校 P T A 会長 殿	申請者氏名 _____ 学年・住所・電話番号 _____
サークル設置願い	
P T A 活動の目的、活動方針に基づいて、次のサークル活動を実施したいので設置をお願い致します。	
(1) 名 称	
(2) 代表者および構成者氏名・学年・組	
(3) 活動の目的	
(4) 活動の内容	
(5) 活動場所・活動日・時間	
(6) 会 費	
(7) そ の 他	

- (3) 設置願い提出から許可までは、次の手順をふまなくてはならない。

(イ) 設置願いが諸条件を満たしていれば、会長は常任委員会の審議を経て、とりあえず同好会として活動を許可する。

(ロ) 会長は提出された設置願いと同好会としての半年以上の活動実績を年度末の全体委員会に提出する。 全体委員会ではこれを審議し、設置の可否を決定する。

2. サークル活動・同好会活動の目的と方針

- (1) サークルおよび同好会活動は会則第2章および第3章の各項目に基づくものであること。
- (2) サークルおよび同好会会員はPTA活動推進のため必要に応じPTA主催行事に協力すること。
- (3) サークルの構成者は原則として現会員とするが、希望するOB会員を含めることが出来る。
- (4) 活動に必要な経費は原則としてサークル・同好会に所属する会員が負担するが、PTA会費から助成する場合もある。

3. サークル・同好会連絡会

- (1) サークル・同好会の活動を円滑に進めるため、サークル・同好会連絡会を設ける。
- (2) 連絡会は年2回開催するが、必要ある場合は臨時に開催できる。
- (3) 連絡会は会長、副会長、副校長、サークル・同好会の代表者によって構成される。
- (4) 連絡会は会長が招集する。
- (5) 連絡会では情報交換および会員への広報、会員募集に関すること、活動上の諸問題の対策、PTA行事への協力、その他必要と認められる議題を協議する。
- (6) 連絡会の内容は、会長から常任委員会へ報告する。

4. 活動報告

- (1) 各サークル・同好会は、年度始めに別に定める様式の活動計画書を会長に提出しなければならない。
- (2) 各サークル・同好会は、年度末に別に定める様式の活動報告書を作り、会長に提出しなければならない。

5. サークルの退会について

- (1) サークル退会時には、会長に退会届を提出しなければならない。
- (2) 退会届は次の様式とする

	年 月 日
神代中学校PTA会長 殿	申請者氏名 _____
	学年・住所・電話番号 _____
サークル退会届	
次のサークル活動を終了するため、PTAサークルを退会いたします。	
(1) 名 称	
(2) 代表者および構成者氏名・学年・組	
(3) その他	

6. 規約の変更

- (1) 規約の変更はP T A会則第 13 章細則の規定に従って変更する。

7. 附 則

- (1) この規約は昭和 63 年 4 月より実施する。

平成 20 年 4 月より

平成 23 年 4 月より